

情報公開規程

(目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人南信州山岳文化伝統の会（以下、当会）の情報公開に関する基本的対応事項を定めることを目的とする。

(当会の責務)

第2条 当会は、この規程の解釈及び運用に当たっては、原則として、一般に情報公開することの趣旨を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

第3条 第6条に規定する情報公開の対象書類を閲覧ないしは謄写した者は、これによって得た情報を、この規程の目的に即して適正に使用するとともに、個人に関する権利を侵害することのないよう努めなければならない。

(情報公開の方法)

第4条 当会は、情報公開の対象に応じ、公表、書類の事務所備え置き並びにインターネットの方法により行うものとする。

(書類の事務所備え置き)

第5条 当会は書類の事務所備え置きを行い、正当な理由を有する者に対し、その閲覧ないしはその一部を謄写させるものとする。

(閲覧等に関する事務)

第6条 閲覧希望者から書類の閲覧等の申請があったときは、次により取り扱うものとする。

(1) 閲覧(謄写)申請書に必要事項の記入を求め、発送、FAX、電子メールのいずれかにより提出を受ける。

(2) 閲覧は、当会が申請を受理した日より30日以内に行うこととする。

(3) 閲覧した者ないしは謄写を希望する者から謄写の請求があったときは、実費負担を求め、これに応じる。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、情報公開に関し必要な事項は代表理事が定める。

(管 理)

第10条 当会の情報公開に関する事務は、事務局が管理する。

(改 廃)

第11条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、令和3年3月31日より施行する